

## ○市原市農家レストラン事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、地産地消の推進及び新たな交流人口の拡大を図るため、農家レストラン事業者に対し、持続的・安定的な経営に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、市原市補助金等交付規則(昭和 38 年市原市規則第 39 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす農家レストランの運営等のうち、第 6 条第 3 項の規定により採択された事業とする。

- (1) 自家栽培したもの及び市内産農産物を、原則として端境期を除き継続して使用し、メニュー等で自家栽培や市内産である旨の表示を行っている事業者等
- (2) 農家レストランが都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 2 項に規定される市街化区域の外に位置していること

### (事業実施主体)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「事業実施主体」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市原市内において、農家レストランを営業中または開業予定であること
- (2) 市税を滞納していないこと

### (補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、市原市内における農家レストランの運営等に要する経費のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 謝金 事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
- (2) 旅費 事業の遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、会議や打合せ等に参加するため及び情報発信等のための行事等への参加旅費または事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
- (3) 会場借料 会場を借り上げるために支払われる経費
- (4) 賃借料 事業遂行に必要な機械・設備等のリース料、レンタル料として支払われる経費
- (5) 印刷製本費 事業遂行に必要な使用や印刷物作成に必要な経費
- (6) 消耗品費 事業遂行に必要な食事用品等の購入のために必要な経費
- (7) 雑役務費 事業の遂行に直接必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者の賃金、交通費として支払われる経費
- (8) 原材料費 商品開発のために必要となる経費、試食会・試作品発表会等の実施のために必

#### 要となる経費

- (9) 広報費 パンフレット・ポスター・ホームページ等を作成するため及び広報媒体等を活用するために支払われる経費
- (10) 委託費 商品開発や販路拡大などのために要する調査、成分分析や品質保証表示等を得るための検査、パッケージ等のデザイン製作、試作品作製に伴う加工の委託に支払われる経費
- (11) 備品購入費 備品の購入のために必要な経費で、補助金の目的が達成されるものであり、かつ汎用性が低いものに限る

#### (補助金の額)

第5条 補助金の額は補助対象経費の額とし、100万円を限度とする。

- 2 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額と当該部分の額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助率（前項の補助金の額を補助対象経費の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があるときは、補助対象経費の額から当該仕入れに係る消費税等相当額を減額するものとする。

#### (補助対象事業の採択)

- 第6条 市長は、補助対象事業の採択を行う場合は、あらかじめ、事業提案書の提出期限、事業提案書に記載すべき事項、選考方法の概略その他提案を行うため必要な事項を記載した募集要領を作成し、これを公表しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、前項の募集要領に記載された事項に従い、市長に事業提案書を提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による事業提案書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、提案された事業について採択の可否を決定したときは、市原市農家レストラン事業採択（不採択）通知書（別記第1号様式）により、事業実施主体に通知するものとする。
- 4 市長は、前項に規定する採択に際し、必要な意見、条件等を付することができる。
- 5 市長は、第3項に規定する審査を行う場合において、必要に応じて、市長が適当と認める者から当該事業に関連する情報、意見等を聴取することができる。
- 6 審査の基準、審査の方法その他審査を行うため必要な事項については、市長が別に定める。
- 7 市長は、第3項の規定により採択した事業を実施する事業実施主体（以下「補助対象者」という。）に対し、補助金の交付を行うものとする。

#### (交付の申請)

- 第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条第3項の規定による通知を受けた日から2週間以内に、市原市農家レストラン事業補助金交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者の概要書
  - (2) 事業計画書
  - (3) 事業収支予算書
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請書の提出は、補助対象者が補助対象事業に着手する前に行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。
  - 3 第1項の規定による申請の時に、仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、これを減額せずに申請することができる。
  - 4 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査したうえ、補助金の交付の可否を決定し、市原市農家レストラン事業補助金交付決定(却下)通知書(別記第3号様式)により補助対象者に通知するものとする。

#### (事業の変更等)

- 第8条 補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、前条第4項の規定による決定通知を受けた補助対象事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、市原市農家レストラン事業(変更・廃止)承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査したうえ、承認の可否を決定し、補助金の交付の決定内容に変更を生じたときは、市原市農家レストラン事業補助金(変更・廃止)承認通知書(別記第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

#### (進行状況の報告)

- 第9条 市長は、補助事業の進捗状況について、補助事業者に対し随時報告を求めることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、市原市農家レストラン事業状況報告書(別記第6号様式)により、市長に報告しなければならない。

#### (実績報告及び事業の検証)

- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業年度の2月末日までに市原市農家レストラン事業実績報告書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 収支決算書
  - (2) 事業完了報告書
  - (3) 事業経費に係る領収書
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出後に、補助事業者から聞き取りを行い、事業の検証を行うものとする。
  - 3 第7条第3項の規定による申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、その額を補助金から減額して報

告しなければならない。

- 4 第7条第3項の規定による申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、仕入れに係る消費税等相当額仕入控除税額報告書(別記第8号様式)により速やかに市長に報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、市原市農家レストラン事業補助金交付確定通知書(別記第9号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、当該補助金の交付を受けようとするときは、市原市農家レストラン事業補助金交付請求書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(前金払)

- 第13条 市長は、第7条第4項の規定による交付決定後において、補助事業者から申請があったときは、当該決定額の2分の1以内の額を前金払とすることができる。
- 2 前項の前金払を受けようとする補助事業者は、市原市農家レストラン事業補助金前金払交付請求書(別記第11号様式)を市長に提出しなければならない。
  - 3 市長は、前項の規定により補助事業者が前金払を受けている場合において、第11条の規定により補助金の額を確定する場合には、次のとおり精算を行うものとする。
    - (1) 前金払の額が補助金の額を超えるときは、補助事業者は、当該前金払の額から補助金の額を差し引いた額を市長に返還しなければならない。
    - (2) 補助金の額が前金払の額を超えるときは、市長は、補助金の額から前金払の額を差し引いた額を当該補助事業者に交付するものとする。

(交付決定の取消)

- 第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の一部若しくは全部を取り消し、交付すべき補助金の一部若しくは全部を交付せず、又は交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。
- (1) 補助金を目的外に使用したとき
  - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
  - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
  - (4) 事業の施行方法が不相当と認められるとき
  - (5) 補助事業を廃止したとき
  - (6) 第10条第4項の規定による報告があり、これを審査し、消費税仕入控除税額に係る部分に

関し既に補助金が交付されているとき

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、市原市農家レストラン事業補助金交付決定取消通知書(別記第 12 号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、次に掲げるいずれかに該当するときは、市原市農家レストラン事業補助金返還命令書(別記第 13 号様式)により、期限を定めて補助事業者へ補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 前条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し既に補助金が交付されているとき
- (2) 第 13 条第 3 項第 1 号に該当するとき
- (3) 第 10 条第 4 項の規定による報告があり、これを審査し、消費税仕入控除税額に係る部分に関し既に補助金が交付されているとき

2 市長は、前項第 1 号の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

3 市長は、補助金等の返還を命じ、これを補助決定者が納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずることができる。

4 市長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

5 本条の規定は、補助金事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の経理)

第 16 条 補助事業者は、補助金に係る経理について収入及び支出を明らかにした証拠書類を整理保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する証拠書類の保存は、補助事業完了(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して 5 年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

(交付対象事業の検査等)

第 17 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、身分証を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(財産の処分制限)

第 18 条 補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、

補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長が、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。